

2016人事院勧告等に対する日高教声明

人事院は、8月8日、国会と内閣に対し、国家公務員給与に関して、月例給平均708円(0.17%)、一時金0.10月を引き上げる本年の給与改定に関する勧告を行うとともに、扶養手当制度を見直す勧告・報告及び両立支援制度を改正する勧告と意見の申出を行った。

月例給及び一時金の引き上げ改定は3年連続となり、初任給及び若年層を重点的に引き上げる勧告となった。月例給与の配分は、昨年同様、再任用者を含む俸給月額を幅広く引き上げており、高齢層にも配慮した措置となった。また、一時金について、3年連続で勤勉手当の引き上げに充てたことは、非常勤職員や育児休業者などに対する配慮といった社会的要請に対し課題を残すこととなった。一方、再任用者の勤勉手当については、勤務実績を支給額により反映しうるよう成績率に応じた設定がなされた。さらに、非常勤職員の給与については、平成20年に発出された指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導するに止まった。

扶養手当制度の見直しについては、今日の生活環境と働き方の変化に鑑み、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで段階的に減額し、それにより生ずる原資を用いて少子化対策の推進を考慮し、子に係る手当額を大幅に引き上げることとした。

なお、介護休暇の分割や介護時間制度の新設など民間法改正に即した両立支援制度の改正勧告等がなされるとともに、非常勤職員も取得要件の緩和等が措置されるなど、充分ではないが前向きな見直しとなった。しかし、育児や介護に携わる職員のワーク・ライフ・バランスと雇用の継続確保に資するためには、職場環境の整備が最重要である。あわせて、超過勤務縮減については、勤務時間管理手法の見直しを求めるなどこれまでになく踏み込んだ内容となったが、地方においても、超勤縮減に向け実効性のある具体的な勧告がなされるよう取り組みを進めていく。

また、再任用者については、職員の希望に沿ったフルタイム勤務の重視を明確にしたが、それを保障する具体的な提案がなされなかった。人事院は、自らの責任を自覚し、平成23年の意見の申出に基づく段階的な定年延長を含め、希望者全員が確実に再任用される制度運用がなされるよう、高齢層が安心して働くことができる雇用制度の構築を早急に政府等に対して求めるべきである。

われわれ日高教は、公務労協に結集するなか、2016年勧告の取り組みについて、中央と地方が一体となり総力を挙げて運動を進めてきた。具体的には、①2016年の給与改定勧告における月例給与及び一時金の引上げ勧告等、②再任用職員の給与制度の改善及び段階的定年延長の実現、③賃金以外の労働諸条件(超過勤務の縮減、育児・介護制度などの両立支援策の見直しなど)の改善、④非常勤職員等の処遇・労働条件の改善などを重点要求課題に設定し、交渉や中央行動などに取り組んできた。

教育公務員を含む地方公務員についての各人事委員会勧告等においては、国と地方の違いや勤務実態、教職員の勤務の特殊性に応じた勧告となるよう取り組みを強化していく。具体的には、全国人事委員会連合会に対し、賃金センサスにおける高校教員の賃金実態の精確な反映とともに、すべての学校関係職員の給与の水準確保、給与等の地域間格差による人材確保の懸念解消、あわせて、学校現場における業務の多忙化について、各人事委員会勧告等における人事管理上の課題として言及するよう求める。特に、文部科学省の勤務実態調査及びOECD「国際教員指導環境調査(TALIS)」の結果を踏まえた教職員の長時間勤務の解消と職務・職責に相応しい給与水準を確保するよう強く求める。

日高教は、高校及び特別支援学校教職員が組織する団体として、その専門性に立脚した給与体系の実現に鋭意取り組んできた。引き続き、公務労協に結集する全国の仲間及び各単組とともに、勧告等の完全実施及び主体的な人事委員会勧告の実現に向けて、取り組みを強化していく。

2016年8月9日

日本高等学校教職員組合